

令和6年10月25日

フェリー「しらしま」代替船建造に係わる参加表明書等の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

該当ページ等	質問事項及び理由	回答
船舶建造実績調書 (様式3) について	契約船価は非公開とさせて頂けないか。 ・契約の証明としては、非公開情報は黒塗りを認めて頂いており、実績調書においても同様の対応を認めて頂きたい。	公開できない箇所は非公開としていただいて問題ございませんが、契約内容が不明瞭であれば、契約内容についてお尋ねする場合がございます。
船舶建造実績調書 (様式3) について	様式記載の要目と同内容を含んだ一覧表で実績提示させて頂けないか。 ・建造実績多数の為、一覧表の形で提示させて頂きたい。	一覧表の形で問題ございません。
船舶建造実績調書 (様式3) について	契約の証明として、臨時船舶建造調整法による、建造許可証も認めて頂けないか。 ・実績には外国船等、英文契約書もあり、建造許可証の方が契約の内容把握も容易で、証明として適していると考えます。建造許可は国土交通省が契約実態を確認した上で許可が出されており、契約の証明として十分と考えます。建造許可を求められない船舶は契約書の写しを提示する対等としたい。	建造許可証による証明で問題ございません。